

平成27年度第1回向日市総合教育会議 次第

日時：平成27年8月26日（水）
午前10時30分から
場所：文化資料館 2階 研修室

1 開会

2 市長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 出席者紹介

5 議題

(1) 向日市総合教育会議の運営について

(2) 大綱の策定について

(3) 意見交換

Q&A

Q1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととしています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することとなります。

Q2 常勤の教育長が教育委員会会議の主宰者となりますが、レイマンコントロールの考え方は変わらないのですか？

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないよう配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されることです。

Q3 新制度では、いじめによる自殺事案等に対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能となります。

さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

Q4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

Q5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？また、大綱には、首長の権限に関わる事項についてのみ記載されるのですか？

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみ権限に属する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、採択すべき教科書や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

また、大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について記載することが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会が調整がついた事項について尊重義務が生じます。

Q6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧ください。

法律詳細：http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (概要)

平成27年
4月1日
施行

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

POINT①

教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

POINT③

総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

POINT②

教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

POINT④

大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定



文部科学省

教育委員会制度、こう変わる



これまでの教育委員会の課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

教育委員会の改革

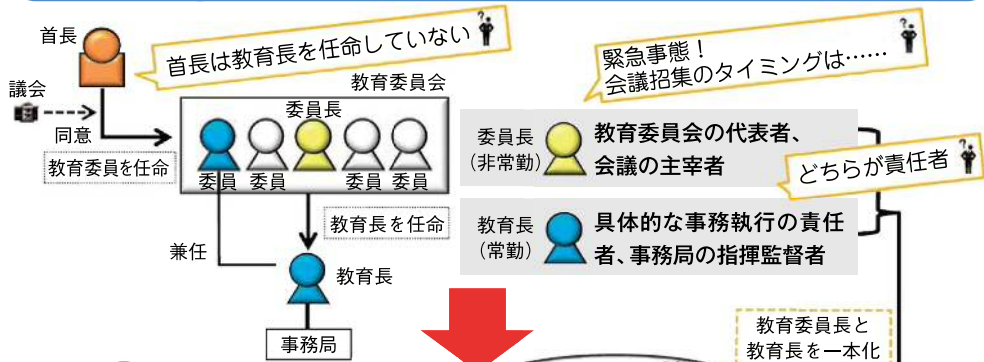
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



新「教育長」

- ★ 教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）
- ★ 任期3年

- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

POINT② 教育委員会

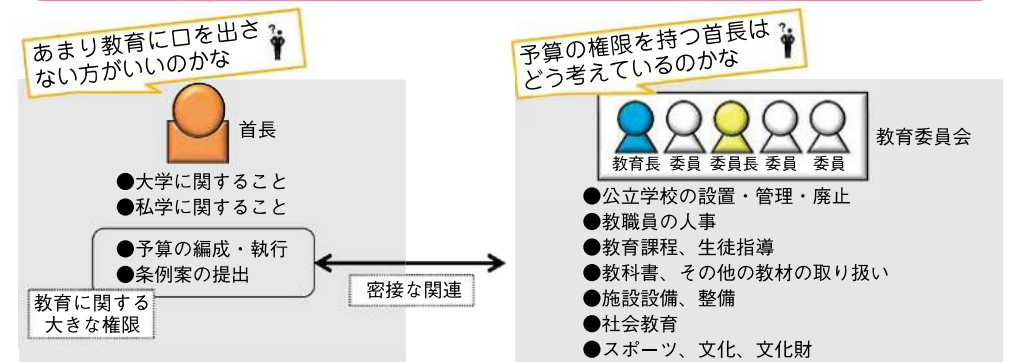
教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・ 教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・ 教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

- ✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



総合教育会議



- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ① 教育行政の大綱の策定
 - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③ 児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置

- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

総合教育会議について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」（抄）

（平成26年7月17日付け文部科学省初等中等教育局長発26文科初第490号）

（主要部分要約）

総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

（1）会議の位置付けと構成員

- ①総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場である。
- ②地方公共団体の長及び教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行することとなる。
- ③総合教育会議の構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会であり、教育委員会からは、教育長及び全ての委員が出席することが基本と考えられるが、緊急の場合には、地方公共団体の長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能である。

（2）会議における協議事項、協議・調整事項

- ①総合教育会議は、地方公共団体の長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものではない。
- ②総合教育会議においては、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではない。
- ③総合教育会議に諮るかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断すべきものであり、日常の学校運営に関する些細なことまで総合教育会議において協議・調整できるという趣旨ではないこと。

（3）会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例

- ①学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
- ②幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項
- ③児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合に講ずべき措置に関する事項

(例えば、いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合や通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合)

④児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態に講ずべき措置に関する事項

(例えば、災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合や災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合、犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合、いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法に規定する「重大事態」の場合(いじめによって、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合)

(4) 協議・調整した結果の尊重義務

総合教育会議において地方公共団体の長及び教育委員会が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければならない。

(5) 会議の公開と議事録の作成及び公表

- ①総合教育会議における議論を公開し、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議は原則として公開する。非公開とする場合は、例えば、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することが不適切である場合である。
- ②総合教育会議の議事録の作成及び公表を努力義務にとどめた趣旨は、職員数が少ない小規模な地方公共団体における事務負担等を考慮したものであるが、原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められる。

(6) その他

①会議の招集

総合教育会議は、地方公共団体の長が招集するものであるが、政策の実現に予算等の権限を有する地方公共団体の長との調整が特に必要となる場合には、教育委員会の側から総合教育会議の招集を求めることも可能である。

②会議の事務局

総合教育会議の運営にあたり必要となる、開催日時や場所の決定、協議題の調整、議事録に関する事務などは、地方公共団体の長の部局で行うことが原則であるが、各地方公共団体の実情に応じて、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させることが可能である。

③総合教育会議における意見聴取者

総合教育会議において、意見を聴くことができる関係者又は学識経験者として、大学教員や、コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の委員、PTA関係者、地元の企業関係者等が想定される。

④会議の具体的運営

総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議の構成員である地方公共団体の長と教育委員会の協議の結果、双方の合意をもって決定されるものである。

⑤議会に対する説明

総合教育会議における協議の結果や大綱について、民意を代表する議会に対する説明を通じ、住民への説明責任や議会によるチェック機能が果たされることは重要である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律<抄>

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

向日市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第7項の規定による向日市総合教育会議（以下「会議」という。）の会議録及び同条第9項の規定による会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集等）

第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、日時、場所及び議題を、あらかじめ教育委員会に通知する。

2 会議は、市長及び教育長並びに教育委員会の委員の過半数が出席して開くものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 市長は、会議の議長となる。

（会議の公開）

第3条 会議は、公開する。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定に該当する場合には、市長は、教育委員会と協議して非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

（会議録）

第4条 会議録には、日時、場所、出席者及び審議内容を記載しなければならない。

2 会議録は、第3条第1項の規定により非公開とされた議題を除き、公表するものとする。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月 日から施行する。

向日市総合教育会議傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、向日市総合教育会議運営要綱（平成27年8月 日制定。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定により、向日市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

（定員）

第2条 傍聴の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議開会予定時刻の10分前までに、傍聴者受付簿（様式第1号）に氏名及び住所を記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

2 前項の受付をした者に傍聴券（様式第2号）を交付するものとする。

（傍聴できない者）

第4条 次に掲げるいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- （1）凶器等他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- （2）旗、のぼり、プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
- （3）酒気を帯びていると認められる者
- （4）その他会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴者の遵守事項）

第5条 傍聴者は、会議を傍聴する際は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2）騒ぎ立てる等して、議事を妨害しないこと。
- （3）会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- （4）他の傍聴者の迷惑になるような行為はしないこと。
- （5）会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議において許可を得た場合は、この限りでない。
- （6）傍聴者は、会議の議長（以下「議長」という。）及び係員の指示に従うものとする。
- （7）会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- （8）その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

（会議の秩序の維持）

第6条 議長は、傍聴者がこの要領に違反したときは、当該傍聴者に対して注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができる。

2 傍聴者は、退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年8月 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

向日市総合教育会議傍聴者受付簿

年 月 日

受付番号	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

様式第2号(第3条関係)

年度 第 回 向日市総合教育会議傍聴券

受付番号 _____

年 月 日に限り有効

向日市総合教育会議

大綱について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」（抄）

（平成26年7月17日付け文部科学省初等中等教育局長発26文科初第490号）

（主要部分要約）

地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。これらを踏まえ、今回の改正においては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。

（1）大綱の定義

- ① 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- ② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定める。

（2）大綱の記載事項

大綱の主たる記載事項は、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

（3）地方教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律<抄>

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。